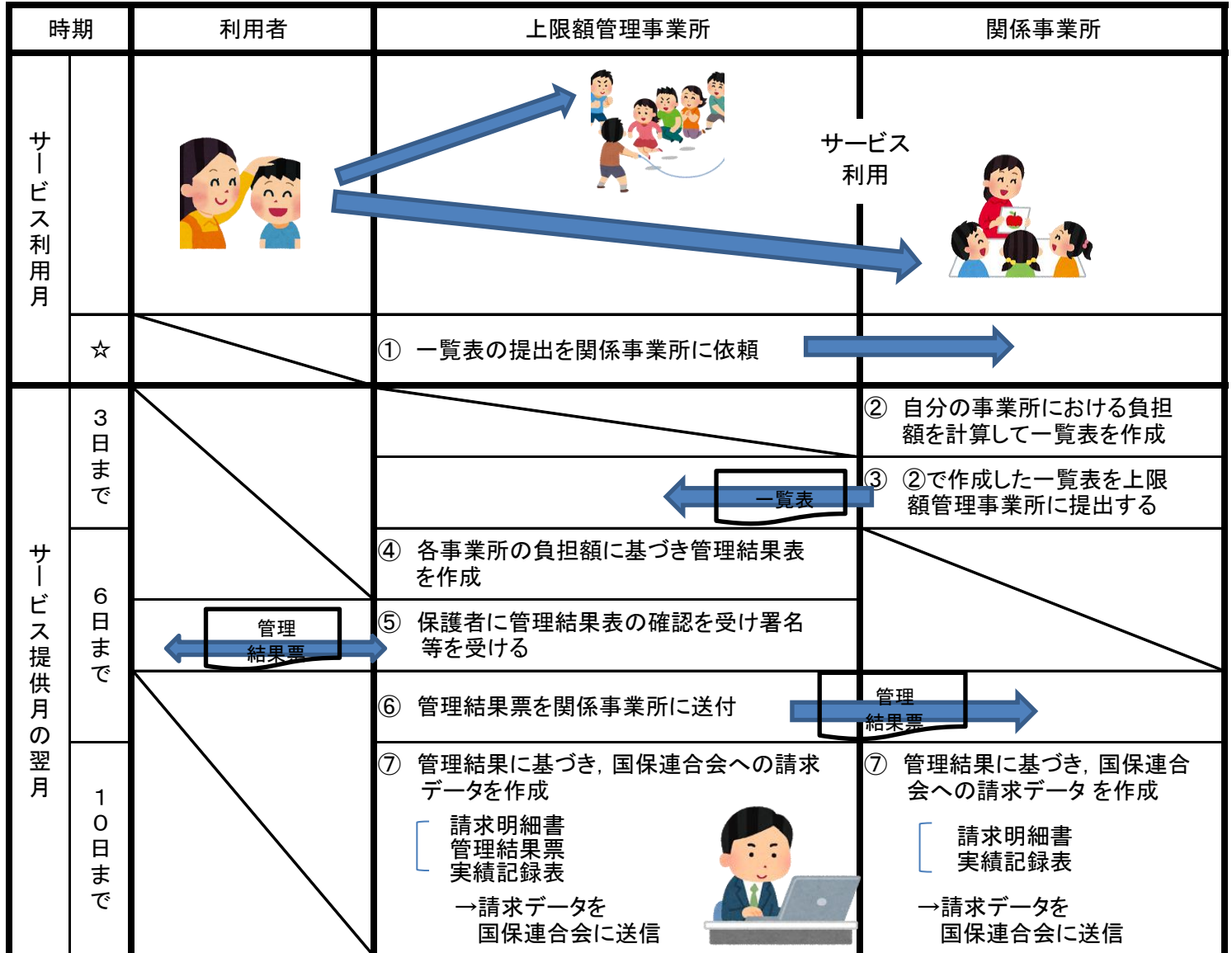


利用者負担上限額管理事務について(旭川市)



<注意事項等>

- 上限額管理については、国から発出されている「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」(以下、「事務処理要領」といいます。)45頁～も御確認ください。
- 上限額管理事業所の新規登録又は事業所変更の場合は、上限額管理依頼(変更)届を旭川市に提出する必要があります。
 - 更新等に関わらず、上限額管理事業所の変更がない場合(受給者証に既に記載されている事業所から変更がない場合)は上記届の提出は不要です。
 - 上限額管理依頼(変更)届は、上限管理の可能性が想定される方全てに送付しますので(受給者証に同封)、事業所を1カ所しか利用しない場合など上限管理の必要ない場合は上記届の作成・提出は不要となります。
 - 上記届の提出の際は、必ず受給者証を添えてください。提出は保護者様でも上限額管理を行う事業所でも構いませんが、保護者様が来庁する場合は、制度概要に係る説明について御配慮ください。
- ①の手続きについて
 - 管理事業所のみで対象者の負担上限月額に達した場合は、「一覧表の提出が不要であること」を関係事業所に通知した上で、①～③の手続きを省略できます(その他の手続きは事務処理要領上省略不可となっております)。
 - ①の依頼の期日(=☆)については事務処理要領に定めはありません。
- ※上記内容(①～③を省略可とするか/☆)や事務処理要領上定めのない点については、互いの事業所の決めごととして事務の整理することで、より円滑な請求事務ができるのではと本市では考えております。
- 一覧表・管理結果票の任意様式を作成しましたので、必要に応じ御活用ください。
- 上記スケジュールどおりの事務処理が困難な場合又は一度報告した内容に誤り等があった場合は各事業所間で必要な連携を怠らないよう御配慮ください。